

佐賀県立高等学校就学支援金等交付要綱

(趣旨)

第1条 佐賀県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、佐賀県立高等学校に在学する生徒に対し高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。) 高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を支給するものとし、その支給については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。以下「政令」という。) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。)及びこの要綱の定めるところによる。

(支給対象及び支給額)

第2条 佐賀県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、佐賀県立高等学校に在学する生徒(平成26年4月1日以降の入学者で就学支援金(新制度)の対象者であった者に限る。以下「在校生」という。)のうち、日本国内に住所を有する者に対して、就学支援金を支給する。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 法第2条に定める高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業し又は修了した者

(2) 法第2条に定める高等学校等(以下「高等学校等」という。)に在学した期間が通算して36月(定時制又は通信制は48月)を超える者

(3) 法第3条第2項第3号に定める保護者等(以下「保護者等」という。)の収入の状況に照らして就学支援金の支給により保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として、政令で定める者

2 教育委員会は、在校生のうち、日本国内に住所を有し、高等学校等を退学したことのある者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、要件を満たした月から通算して24月を上限として学び直し支援金を支給する。ただし、第2号に該当する場合は超過分の履修単位数を対象とする。

(1) 前項第2号に該当することにより就学支援金支給対象外となった者のうち、同項第1号及び第3号に該当しない者

(2) 前項の対象者のうち、単位制による課程に在学し、就学支援金の支給上限単位数(通算74単位)を超過する単位数を履修しようとする者

3 就学支援金及び学び直し支援金は、月の初日に在学する月について支給するものとし、その額は、次の表のとおりとする。ただし、通信制に在学する生徒で受給資格期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。

| 課 程 | 支 給 額 |
|-------|-----------------|
| 全 日 制 | 月 額 9,900 円 |
| 定 時 制 | 1 単位につき月額 130 円 |
| 通 信 制 | 1 単位につき年額 100 円 |

(学び直し支援金は、定時制1月あたり2,700円、通信制1月あたり520円を限度とする。)

(受給資格の認定申請)

第 3 条 就学支援金の支給を受けようとする生徒は、様式 1 に**保護者等の個人番号カード**の写し等又は**所得を証明する書類**及びその他教育委員会が定める書類を添付して、就学支援金の支給を受けようとする月の 10 日までに教育委員会に受給資格認定申請をしなければならない。

2 前項の申請において、教育委員会が求める追加資料の提出又は訂正等については、就学支援金の支給を受けようとする月の末日までに完了しなければならない。

3 「やむを得ない理由」により第 1 項の受給資格認定申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなすものとする。

(受給資格の認定)

第 4 条 教育委員会は前条に定める申請があった場合、当該申請について法第 3 条に基づき支給要件の審査を行い、就学支援金の支給を受ける資格を有すると認めた生徒（以下「受給権者」という。）に対しては様式 6 により資格認定通知を、上記資格を有するとは認められない生徒に対しては様式 7 により資格不認定通知を行う。

(支給の決定等)

第 5 条 教育委員会は、受給権者に対し、就学支援金の額等について様式 4 8 により支給決定（予定）通知を行う。

2 教育委員会は第 6 条第 1 項に定める届出があった場合、当該生徒が法第 3 条第 2 項第 3 号に該当しないと認めたときは、就学支援金の額等について、様式 5 1 により支給決定（予定）通知を行う。

(収入状況等の届出)

第 6 条 受給権者は毎年度教育委員会が指定する日までに、様式 1 に**保護者等の所得を証明する書類**及びその他教育委員会が定める書類を添付して、教育委員会に収入状況を届出なければならない。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあつては、この限りではない。なお、教育委員会が求める追加資料の提出又は訂正等については 7 月 31 日までに完了しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、様式 1 により速やかに教育委員会に収入状況を届出なければならない。

3 受給権者は、氏名を変更したときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

(休学による支給の停止)

第 7 条 受給権者が休学したときは、様式 2 0 により、教育委員会に就学支援金の支給停止の申出をしなければならない。

2 前項の申出をした受給権者の休学期間が終了したときは、様式 2 4 により、教育委員会に就学支援金の支給再開の申出をしなければならない。

3 第 1 項の申出をした受給権者については、第 1 項の申出の属する月の翌月から第 2 項の申出の属する月までの間、就学支援金の支給を停止する。

4 前項の規定により当該月に係る就学支援金の支給が停止された月は、第 2 条第 1 項

第2号及び第2条第2項に規定する月数には該当しないものとみなす。

(支給要件の消滅)

第8条 教育委員会は、受給権者が転学等により在学しなくなったときは、様式12により資格消滅通知を行う。

2 教育委員会は、前条に定める届出により当該届出を行った者が法第3条第2項第3号に該当すると認めるときは、当該届出を行った生徒に対し、様式13により資格消滅通知を行う。

(支給の一時差止め)

第9条 教育委員会は、受給権者が正当な理由がなく第6条第1項の規定による届出をしないときは、就学支援金の支給を一時差し止めることができる。

(就学支援金の支給)

第10条 教育委員会は、受給権者に支給すべき就学支援金を当該教育委員会の当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があったものとみなす。

(学び直し支援金に関する特例)

第11条 学び直し支援金に係る第3条、第4条、第5条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項、第7条、第8条、第9条、第10条の規定の適用については、「就学支援金」とあるのは「学び直し支援金」、第3条並びに第6条第1項及び第2項中「様式1」とあるのは「様式1-1」、第4条中「様式6」とあるのは「様式6-1」、「様式7」とあるのは「様式7-1」、第5条第1項中「様式48」とあるのは「様式48-1」、第2項中「様式51」とあるのは「様式51-1」、第7条第1項中「様式20」とあるのは「様式20-1」、第2項中「様式24」とあるのは「様式24-1」、第8条第1項中「様式12」とあるのは「様式12-1」、第2項中「様式13」とあるのは「様式13-1」とする。

附則

1 この要綱は、平成26年度の支給分から適用する。

附則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度の支給分については従前のとおりとする。

附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の支給分については従前のとおりとする。

附則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の支給分については従前のとおりとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。ただし、平成30年6月30日以前の支給分については従前のおりとする。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年3月31日以前の支給分については従前のおりとする。

附則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。ただし、令和元年6月30日以前の支給分については従前のおりとする。